

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和 7 年 5 月 2 2 日（木） 開会 午後 2 時 3 0 分 閉会 午後 3 時 4 0 分
会 場	安城市役所本庁舎 3 階 第 1 0 会議室
委員会を構成 する委員数	法第 8 条による委員数 1 4 名 法第 1 8 条による委員数 2 8 名
出席委員数	法第 8 条による委員数 1 2 名 法第 1 8 条による委員数 2 5 名
欠席委員	岩瀬 正則委員、神谷 孝雄委員、犬塚 伊佐夫委員、 黒田 清吾推進委員、近藤 義幸推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田主幹、石原係長、細井主査、 池田主事、大橋主事、青山
議事録署名者	2 山村 京子 委員 7 都築 英治 委員

会議の記録

午後２時３０分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は２番 山村 京子委員 ７番 都築 英治委員

また、欠席者は３番 岩瀬 正則委員 ４番 神谷 孝雄委員 ８番 犬塚
伊佐夫委員 １７番 黒田 清吾推進委員 ２５番 近藤 義幸推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第１ 第２１号議案 農地法第３条の規定による許可申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第１第２１号議案、農地法第３条の規定による許可申請についてご説明
申し上げます。

今回の申請は、受付番号１６番および１７番の２件です。申請内容は、全ての
申請が農地の所有権を移転するためのものです。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが１件、農業経営基盤の拡大を図るため
が１件です。

譲渡人の理由は、農地を管理することが難しいためが１件、相手方の要望によ
るためが１件の２件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認
しており、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満
たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第２ 第２２号議案 農地法第４条の規定による許可申請について

□ 日程第３ 第２３号議案 農地法第５条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第２第２２号議案 農地法第４条の規定による申請について

ご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号3番と4番までの2件で、転用用途は2件とも一般個人住宅敷地拡張です。

続きまして、日程第3第23号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号37番から43番までの7件です。転用施設別に見ますと、住宅敷地拡張が1件、一般個人住宅が2件、農業用倉庫が1件、車両置場が1件、商業用店舗が1件、資材置場兼駐車場が1件です。

お配りしています『1,000㎡以上の案件位置図』と書かれた資料をご覧ください。

今回、個別説明をする大規模案件はございませんが、申請面積1,000㎡以上の案件について、裏面に受付番号38番の農業用倉庫の位置図を載せていますので場所をご確認ください。

個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、5月13日(火)に菱田政量委員と都築英治委員に行なっていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第24号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった

今回の申請は、受付番号8番の1件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第5号 専決処分についてご報告いたします。

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

始めに、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号18番から21番の4件です。転用行為別にみますと、分譲用宅地用地が1件、住宅の建築が3件です。

続きまして、3ページから13ページ農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号102番から122番の21件です。

解約事由別にみますと、売却するためが1件、他者に賃貸しするためが1件、自作するためが1件、転用するためが18件です。

続きまして14ページ、農地法第5条の取消願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1番の1件です。取消事由としましては、借受人の都合により計画が中止になったためが1件です。

続きまして、16ページ相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況についてご説明申し上げます。今回は平成17年に相続開始となった該当地について現地調査を行った結果、いずれの農地も適正に耕作、保全がなされている旨を税務署に回答しております。

最後に農地改良届出についてご説明申し上げます。今回の申請は受付番号5番の1件です。改良の種別としましては田畑転換です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について石原係長から次のとおり説明があった。

令和6年度最適化活動の推進の実施状況等について

1ページ、資料1をご覧ください。

これは、農業委員会による最適化活動の推進等について、国が定める統一された様式により、活動の目標を設定し、また、活動に対する点検・評価を実施するものでございます。今回、協議事項としておりますのは、令和6年度の活動の実施状況等であり、結果報告となりますので、ご承認いただけますようお願いいたします。

では内容に移ります。まず、1 ページについては、令和 6 年 4 月現在の農業委員会の状況を各種統計資料などに基づいて記載してございます。

次に 2 ページの「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の「1 最適化活動の成果目標」につきましては、令和 5 年度末に設定した①現状及び課題と②目標に対して、③実績に令和 6 年度の実績を記載しております。③の実績のうち、3 行目にあります目標に対する達成状況は 98.4%でございました。これは、②目標で定めた今年度末の集積率 68.0%に対する達成率を示しています。目標には届きませんでしたが、農業委員会の点検結果として、昨年度同様「目標の集積率には至らなかったが、JA の協力もあり、着実に農地の集積面積は増えている。」としております。

次に(2)遊休農地の発生防止・解消については、対象がございませんので数値の記載はしておりません。3 ページ中段あたりの農業委員会の点検結果として「農地の利用状況調査等の実施により、遊休農地につながる不耕作地等の所有者に指導し、遊休農地の発生を防止することができている。」と記載しています。

次に(3)新規参入の促進についてですが、4 ページの③実績のうち、3 行目にあります目標に対する達成状況 60.9%でございました。これは新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積といたしまして、令和 6 年度に畑樹園地お見合いシステムに新たに登録された農地の面積を計上してあります。②目標で定めた 1.1ha に対する達成率を示しています。農業委員会の点検結果といたしまして、目標の面積には至らなかったが畑や樹園地に係るの担い手不足の解消や新規参入者の参入促進を実施するために農地所有者から同意を得た農地情報の提供ができているとしております。

次に、4 ページ中段からは、「2 最適化活動の活動目標」でございます。令和 5 年度末に設定した①目標に対して、新たに②実績を記載しております。まず、(2)活動強化月間の設定に係る実績については、目標どおり 3 回実施できております。次に(3)新規参入相談会への参加に係る実績については、目標どおり実施できなかったため、0 回としております。

以上の結果を踏まえまして、農業委員会の成果目標、活動目標の点検・評価をいたしまして、国の示す基準に従って点数化した結果、目標の達成状況の評語としては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としてしております。

次に、5 ページの下段、「推進委員等の点検・評価結果」です。

こちらにつきましては、42 人名の委員の皆様の活動日数目標等に対する達成状況に応じて分類しております。分類として「期待を大幅に上回る結果が得られた」から「期待をやや下回る結果となった」までがありまして、皆さんの活動記録をもとに活動日数を集計しておりますので、その差が分類に反映したとご理解いただきたいと思います。なお、令和 6 年度の活動日数を集計してございま

す。その差が分類に反映したとご理解いただきたいと思います。なお、令和6年度の活動日数を集計いたしましたところ、平均として5.48日でした。

引き続き最適化活動の推進に取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

最後に6ページですが、「Ⅲ 事務の実施状況」では、農業委員会の会議の開催実績、農地法第3条の許可、農地転用の許可実績等を記載しております。

本日ご承認をいただきましたら、令和6年度の最適化活動の推進の実施状況等を市の公式ウェブサイトで公開をし、県へ提出したいと考えております。

なお、県へ提出したあとに県からの指示等により記載内容について若干修正が入る可能性がございます。大きな修正は想定してございませんが、書きぶりについて少し修正を加えさせていただくことがあるかもしれませんので、その点につきましてはご了承ください。と思います。

この件について、説明は以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について石原係長から次のとおり説明があった。

1 前期粘土採掘場の現地調査について

7ページ、資料2をご覧ください。

この現地調査というのは、粘土採掘現場における事故防止や、適切な現場管理が行われているかなどを確認することを目的とし、毎年、春と秋に実施しているものです。今回は、6月10日（火）に実施する予定をしております。調査箇所数は、16か所、総面積で8万5,000平方メートル余りでございます。

次に調査員としては、推進委員3名、事務局3名、愛知県職員2名、西三河粘土推進の会より2名の合計10名を予定しております。推進委員には、神谷敏推進委員、杉浦正則推進委員、水越謙二推進委員の3名に方に、既に事務局担当からその旨のお願いをさせていただいております。

次に、調査事項といたしましては、「5」のところにありますように、工事期間、道路・水路の保全状況、災害防止対策の実施状況などでございます。調査終了後は、参加された推進委員、愛知県、事務局で結果を分析いたしまして、問題があると判断した場合には、施工事業者には是正を求めていくことになります。その結果につきましては、後日の定例会にて報告をさせていただきます。

2 全国農業委員会会長大会及び研修会について

5月28日（水）に、全国農業委員会会長大会が東京都の渋谷公会堂で開催さ

れますので、会長にご出席いただき、事務局は私、石原が随行させていただきます。また、同日に地元選出国會議員等との意見交換を行い、翌日29日には、現地研修会が予定されております。

3 配付物

今回は安城市職員名簿とのおねん5月号をお手元に配付しましたので、ご活用ください。

4 次回予定

6月23日(月)の午後1時30分から第9会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を開催する予定でございますが、定例会の開会前の時間を利用して、7月の総会において皆様の任期3年目の議場での席を決めるための事前抽選くじ引きを第10会議室の入口付近で行いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、当日欠席される方がいらっしゃいましたらその分につきましては、事務局で代わって抽選を行うことにつきましては予めご了承くださいますようお願いいたします。

そして、定例会終了後でございますが、そのまま第10会議室におきまして、7月の総会において任期2年目の運営委員、つまり推進委員の地区代表者を選出するための事前協議を、地区ごとに分かれて行っていただきたいと思いますので、恐れ入りますが、団体推薦以外の推進委員の方は全員、お残りいただきますようお願いいたします。

最後に、現在の推進委員の皆様にお渡ししているタブレットですが、SIMの契約更新にあたりまして再設定が必要になりますので、次回6月の定例会の際にご持参いただきますようお願いいたします。

先ほど定例会の開催前に開催いたしました運営委員会の中で意見がございまして、ご案内いたしましたとおり来月の定例会の開催の後に運営委員の選出にあたる事前協議をするとご説明申し上げましたが、来月ご都合が悪くお休みされる委員の方もいらっしゃるかもしれないので本日この後、ご都合がよろしければ推進委員の皆さん、団体推薦以外の推進委員の皆さんで地区ごとにお集まりいただいて、今回の後と来月の定例会の後2回で事前協議していただくというイメージになるかなと思いますが、そういう形で考えておりますので。今日決まれば今日という形で結構ですので、もし今日ご都合がよろしければ、この後地区ごとにお集まりいただいて話し合いをしていただければと思っております。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○ 石川和明推進委員

以前話をさせてもらったと思いますが、開発に伴う転用をしていく中で、周囲との調和をとるお願いをしている。ところが、開発をすると、自分の境界の敷地からの外の道路の法面、水路の法面、明治用水のパイプラインの上など、しばらくは良いが、5年経ち、10年経つ中で開発をした人も世代が代わったり、売買等で所有者が代わってくる中で、樹木が育ってしまう。一般的に考えるとこういうのは民地から外ですので、公共の場ですので行政が対応していくのが一般的かなと思います。農地については農家が管理しているので樹木が育つような状況にはならないわけですが。その話を出すと環境保全会に予算あるからそちらで対応できないかというような話も出てきて、非常に厄介な問題になるんです。そこで一つ議論してもらいたいのですが、開発転用の時に、敷地から外、ほとんどの場合農業地域の場合は舗装だとかコンクリートではないですよ。土盛りだからそのようになる。開発の時にコンクリートや舗装を開発者で行うルールを条例で決めていくような流れを作ることについて提案をしたいと思うんです。今既に開発したところはどうするのかというのも相当深刻な問題ですが、提案させていただきたいと思います。

○ 林会長

実際、用水路や排水路の横に木が生えてしまったという話はいろいろな地域であるようです。畑の隅に植えたわけではないのに結局切らなかったがために大きくなって大木になっているということがよく見られる気がします。邪魔になって最終的には業者に切ってもらったと。道路にわざわざ街路樹として植えたところは管理しても、他は管理されていないところが多く、知らないうちに大木になり外に出てきている。その件について、農業委員で話し合うのか、開発で話し合うのか、考えなくてはいけなくなっている。そのあたりはどうでしょうか。農業委員の中で話し合わないといけないのか。開発の際に実際問題としてこれからどのようにしていったらいいのか。どちらかというと市で話し合わないといけないような気がするのですが。

○ 石川和明推進委員

僕も法律についてよくわからないですし、議会に通さないといけないでしょうけれども。条例で開発時に敷地外を舗装やコンクリートにするとか、それが開発の条件とすることは可能性としてあるのかなのか。

○ 林会長

工場を建てた後に管理してくれるならいいんだけど、建てた後に木が生えていても関係ないと言われると困ってしまうという部分があると思います。工場に限らず駐車場でもなんでもそうだと思いますが。農地の時は農業員会の中で話し合うため問題ないが、開発が行われた後では農業委員会がかかわらないのでその時はどこに言えばいいのかというところをどうしていくのか。開発の際に一緒に木を切ってもらえるように話ができればよいが。実際は自分の土地ではないと言われるとどうすればよいのか。転用の時にきれいにしてくれれば良いが、そこまでする義務があるのかと言われるところもあるので。ルール作りを検討してもらいたいということだと思います。

○ 石川和明推進委員

開発のときには木は生えていないですね。

○ 林会長

実際には開発の時にもう生えているところもありますね。

○ 石川和明推進委員

実際にあった事例の中では、そういう案件について市役所の方に意見を出していたと思います。排水路の法面ですが、市の見解の中では、その土地から出ている排水がその排水路に出ておらず、違う方に出ているというような現状があるから、地元で何として欲しいという話でした。うちの地元も協議をしていますが、まだそのままになっているので、所有者から市の方へ要望が行くだろうなと思います。1年以上に経っているのかなと思います。一般的には市が境界から公共側のところは全て管理をするという話であればいいですが。そうでなければ管理ができないということがでてくると思いますので、それを防ぐための検討をした方がいいと思います。

○ 仲道事務局長

基本的に条例でそのような形できっちり縛ってしまうは非常に難しいです。

○ 林会長

地域の要望としてここまできれいにしてくださいというぐらいしかできない。

○ 仲道事務局長

ご協力をいただくよう開発する方に求めていくことは、お願いなので、それは可能性が高いと思いますが。もし規制やルールをしくとそれをどうやって担保

していくのかということ踏まえて制度として作っていかなければなりません。

○ 林会長

木が大きくなると用水路、排水路まで壊れることもあります。根が伸びて排水路まで壊れてしまって業者に頼んで切ってもらわないといけなくなる。問題はお金がどこから出るのか。いろんな場所で木が生えて大きくなった場合どうしていくのか。開発者の敷地内に生えているのなら持ち主の管理となり問題がないが、敷地外から少し出た畔で生えてしまった場合、困ってしまう。

○ 石川和明推進委員

市街地なら行政が管理をしていく

○ 仲道事務局長

排水路の法面のところに年月が経ち生えてしまう。その根が強くなってくると、法の下のところまできてしまうということですね。それは市へご相談をいただいております。

○ 石川和明推進委員

こういう案件がこれから皆さんのところにもたくさん出てくると僕は思います。全部きちんと対応して下さいという話になります。

○ 林会長

転用の前なら転用の条件としてきれいにして下さいで済むかもしれないけど、転用後はそういうわけにいかない。次から次へと話が出てくるから難しい。家が壊れてしまうというような話であれば切ってくれるかもしれない。そうでなければそこまでやってくれないという話ですね。後から木が生えてきても何もしてもらえないという感じですね。

○ 石川和明推進委員

私のところの敷地ではないっていう前提だから。

○ 林会長

ただ、市の方では作るときには一応今度排水路やその関係の役にも出て下さいと一応は言います。その時に出てもらえば、木が生えてきたから何とかして下さいと早いうちに言えればまだいいですが。そういう問題がいろんな地域でありますね。

○ 杉浦泰昭推進委員

16番の推進委員の杉浦です。僕は和泉町ですけど、石川さんが言いましたとおり、和泉町でもそういうところが多発してしまっていて、もう市の方に依頼しても農地じゃないから農務課からは何も言えないですっていうことを言われたことが何件かあります。ですから他にもきっとあると思います。挙手とかできますか。他にもいっぱいあると思います。今、石川さんが話されたことは僕の方からも強くお願いしたいので、よろしくお願いします。

○ 林会長

この木を何とかして下さいということを、何かできる部分があればいいですねということですね。

○ 杉浦泰昭推進委員

農地の水のお金でやってくれとか言われてしまうと困ってしまいます。その水は農地を守っていくために必要でいろいろ足りないぐらいです。

○ 仲道事務局長

この場ではすぐお答えができませんので、そういうご意見をいただいたということはこちらの方で記録にとどめております。

○ 杉浦泰昭推進委員

すみませんよろしくお願いします。

○ 林会長

他に何かありますか。

○ 杉浦和彦委員

この前、岩瀬委員が●●のインターのところで開発され農地転用され工場ができると聞いていた案件が遅れているという話があります。●●町でも止まっている案件がありまして、そこがもう草だらけで、ネットを張ってもらったはいいいんですけど、劣化してしまっているということもあります。●●の前でも工場ができると聞いていたのですが、結局はできない。そういう案件が今僕が見たところ3件ぐらいあります。こういう案件がどんどん出てくるとまずくないですかということと、工場がきちんととできればいいですが、1回止まってしまうと、管理自体が誰がやるんだろう。不耕作地で何もやらずに草だらけになってしま

うということがある。僕らがここで承認し転用がされたわけですけど、何かルール決めをもっと厳しくするのか、お金がなくて工場の開発が止まった場合、何かペナルティーを科すなり、何かしらの管理ができるシステム作りをして欲しいですけどどう思われますか。

○ 仲道事務局長

農業委員会の中で皆さんの協議によって転用の許可をいただき、開発のステージに移った土地です。一義的には開発のステージに移っているので、開発者が適正に管理すべきです。それに対して例えば草が生えているということについて、どこから指導するのかという部分は難しいところが実はございます。ただ、適正に管理をしていただきたいということを申し入れていく中で、特に●●の前の土地については、私どもも年に一度は先方に状況を伺い、適正な管理を求めているところでございます。

続いて●●インターの件、開発事業者が責任を持って管理していただくという案件になるというように思っています。

○ 杉浦和彦委員

●●町の件も、1回は草刈りをしてくださいと頼んでやってもらったのですが、それきり。当然定期的にやらなければならない。誰が管理していくのかな。早く工場を建ててもらうのが先決でしょうけれど。どういう腹つもりかわからないけど、工場の工事自体進んでいないので。●●町では工場を建てたら次の別の工場を作るっていう話でしたが、そこが止まってしまったので、どうにかして欲しいという話です。次の工場はやる気満々なので、作るような感じです。工事が止まっている工場より先にやるような感じで動いているような気がします。

○ 池田主幹

例えば●●の前とかでも状況をお聞きすると、資材高騰だとかいろんなことの中で本当に難しいという答えがいつも返ってくる中で、どこまでこれ以上立ち入れるのかなっていうところはある。ただ、原則で言うならば、農地の転用をした。けれどもそれができないのなら元に戻して下さいというのが本来の筋だけれども、それで元に戻したところでどうなるのかとうところもやっぱりあると思います。

○ 杉浦和彦委員

そこは管理してくれれば。

○ 池田主幹

そうですね。おっしゃるとおりですね。

○ 杉浦和彦委員

何かできるんだねとなっているが、草がどんどん生えてきて、何もやってないではまずいじゃないかという話です。

○ 池田主幹

本来ではもう速やかに開発に入ってもらわないといけない。ただそれが少し会社の状況で仮に難しいとしたとしても、管理はしなきゃ駄目ですよっていうことをしっかりと申し伝えていかなきゃいけない。

○ 杉浦和彦委員

そういう指導をして欲しいですね。

○ 林会長

村高か川島で、コンビニができるという話があったが、また戻ったところもあるので。

○ 太田良子委員

そこに建てると言っていたのが●●ですが、とにかく綺麗にしてくださいとそこは毎年言いに行きました。

○ 林会長

結局また戻って田んぼですね。看板だけができて。

○ 太田良子委員

戻したらやってくれると営農さんが言ってくれたので。やると言われたから頼んで、それで元に戻りました。

○ 林会長

あのときは看板だけがあつたんだけどね

○ 太田良子委員

3年、5年ぐらいだったかな。

○ 林会長

これぐらいなら簡単に戻せるけど、何かやってしまったから。

○ 太田良子委員

埋め立ててしまいういとけない。

○ 石川和明推進委員

そういう時に指導する役所の内部の分担というのはここではなくなるのか。それを明確にしなくてはいけない。

○ 林会長

実際には転用許可してしまうと、これは全部決まってしまうので。工事の前に本当はいろんなこと農業委員から言っていかないといけないと思います。

○ 池田主幹

現実には建築の開発の申請が出ていたとして、いろんな状況の中でうまく工事が進んでいかない時に、建築課の方が早くやれというようなことは確か、言っていない。

○ 林会長

綺麗にしておいてもらわないと困るのは隣近所ですね。

○ 仲道事務局長

先ほど申し上げたようにお願いというか、適正な管理は、その持ち主が行っていくべきことです。例えば転用を許可する際に、我々から最後、周辺の農地に悪影響を及ぼさないように適正に管理をしていただくように農地転用の許可ともをお願いをするということは、まずやっていきたいなと思います。

○ 林会長

きれいにして下さいねとしか言えない。草が生えてぼうぼうだから何とかして下さいというくらいしか言えない。あとは開発や他の方から言ってもらえない。

○ 神谷明志推進委員

私の地域のところでは以前から無断転用について、ずっと指導しているところがありますが、そこが中古機械などの業者のバックヤードとしていた所が、一

部整備されて今度は新しく車が10台ぐらい止めれるくらいの駐車場になっています。この場合、借りるの事業者に対しても、何か指導のようなことできないのかなというように思います。具体的に言いますと、●●ができて、この従業員用駐車所として貸しているというように聞いております。私どもの方としては、無断転用の土地でありながらやりたい放題だなというように考えますので、何とかできないかなと思います。

○ 林会長

どのみち駐車場になってしまった。駐車場にして借りている。

○ 菱田政量委員

違反転用に対してのペナルティがないから、お金だけが入ってくる格好になっている。何十年来のことで全然是正がないのもだから、やりようがない。

○ 石川和明推進委員

過去に何度も話しているが、税金を取る方は雑種地で取るが、農務課との連携が全然とれていない。問題はそこだと思います。

○ 菱田政量委員

毎回こうやって違反転用だとかで現地に行きますが、逆に言うと僕たちは足を運ぶだけです。僕たち農業委員会でペナルティ料金をもらうようにした方がいいような気がします。

○ 石川和明推進委員

税金払っているからいいじゃないかぐらいの話ですね、向こうは。

○ 稲垣英男推進委員

農地をきれいにしてもらうのは当たり前ですが、それに伴う排水、悪水、田んぼを持ってる方は悪水掃除を年に2回やってるいますが、それを工場やいろんな所ができた場合に、買う時に悪水も含めて管理をしてもらわないと、周りの田んぼの人が困ってしまいます。そういう意識があるのかな。ないと思います。普通の所は税金を払っているから市が管理してくれると思いますが、排水は下水がきていて、これは排水流してないとかいうことがあるかもしれませんが、その悪水に雨水が流れたり、そこが農地だったら、農地を持ってる人は確実にそこは毎年きれいにしていますが、工場だと私は知らないというような感じがます。

○ 林会長

新たに工場を作るときは、うちの方だときちんと出てくださいと言いますが、既に建っている工場は大雨が降っても対策をやっていない。すると工場から流れてくる水で排水路もみんな壊れます。これを毎回環境保全会で直しています。工場から流れてくる水が多いのに、どうして環境保全会でこれを毎回直さないといけないのかという意見がありました。そういうのをどうしたらいいのか。新しい工場は全部の調整池を作れなければいけないとかいろいろありますが、前からある工場はそういうのはなかったんで、大雨が降るとたくさん水が流れます。そこが壊れたら、元々が農地の排水路のため、結局全部農家が直しているという話です。

○ 稲垣英男推進委員

年2回の掃除のときに、工場の人と一緒に長靴履いてスコップ持って出てきてくださいっていう案内を出していますか。

○ 林会長

そこには出してないけど、新しく作ったところには工場から出てもらっている。

○ 太田良子委員

地域によって違うんですよ。

○ 林会長

地域によっては出てもらっている。あなたたちがここに毎回排水を流すのだから出てくださいと言って出てもらっているところもある。

○ 稲垣英男推進委員

うちは役員がその工場のところをやって、その人たちからお金をもらっています。だけど、これがどんどん増えてしまうと、それはまた困ります。今までそういうふうになっていたけど。大きなものを作ったりされてしまうと。

○ 林会長

やっぱり排水路自体が壊れる。そういうことを考えて作っていないんです、農業排水って。それ以上に雨がたくさん降ることなので、毎回壊れるとどうしたらいいのっていう話です。毎回直しては壊れるからとわざわざ直しに行かないといけないのという話がある。工場が直してくれればいいのか。市が直

してくれるならいいけれども、ここまでやれないという話は今後出てくるような気がします

○ 稲垣英男推進委員

ある程度面積が広いならもう最初から転用をする時に、そこはたくさん税金もらって市がやってくれるか、何かきちんとしてもらわないと、工場に私たちが出て下さいと言いにくいと思う。

○ 林会長

安城は土地改良区を無くしてしまったのでお金は取らないが、地域によっては名古屋の方だと、土地改良がずっと残っていて、一軒ずつ排水を流すだけで、毎年お金をもらっているところもやっぱりあります。そのように管理しているところもありますが、ここら辺は全部農家が管理しているから。そうすると農家だけで管理するっていうのは今後やれなくなっててくるから、それをどうしたらいいかっていうのを今から考えていかなければいけないと思う。土地改良をやるのか、それともパイプも全部埋めるのか、何か考えないと。毎回同じ明渠の壊れたのを直しているのも本当に馬鹿らしい話になってきてしまう。どうすればよいか今から考えていかなければいけない。

○ 仲道事務局長

安城にはまだ安城土地改良区というところがございます、賦課金も決済金もいただいております。かつ、慢性的な支障がある工事については土地改良区の方で予算をつけて工事を行うこともあります。まずその2点だけは今日皆さんにお伝えしておかないといけない。

○ 林会長

そんなにたくさんもらってるわけじゃないから、直すこともできないし、綺麗にするのも、農家がでて排水役をやることもできない。

○ 仲道事務局長

林会長が言われるように潤沢に予算を持っているわけではございません。かつ、安城のこの辺りの地区というのは土地改良区が複数ございまして、農家の方におかれましては複数の賦課金をお支払いになっておるという現状もございしますので、なかなか皆さんのご要望にすぐに応えて、支障のある場所を修理していくということは、難しい状況でございます。

あともう1つ先ほどおっしゃられたことの中で、やっぱり地域の中で開発が

されていくってところで、開発を許可する、認めるという立場で地元で動いてみえる町内会等の組織もございますので、そういう方々とも連携も深めていただきながら、なるべく工場になってしまった後でも、地域の方へご協力をいただけるような形で関係を築いていっていただきたいというのが1点、もう1つはそれでも度を超えてしまうようなものができる場合についてはということですけど、そういう場合については、開発の中でいろいろと事業者に対しては配慮を求めるような形をしておると思いますが、多分それが現状では。

○ 稲垣英男推進委員

●●にところはまだ工場ができてなくて、工場ができれば、協力して下さいと言えるけれど。向こうの感覚だと、小さい道が1本あって、それから悪水があるからね。農家だったらそんな道があったらその向こう側でもやらないといけな

○ 林会長

あと、市の方が下水を推進しなくなってるような気がする。下水になってないところで農業排水路にほとんど流しているところはたくさんあると思う。そういうところほど排水路も悪くなる。泥もたまりやすいし、草も生えやすかったり、いろんなことが起きている。

○ 稲垣英男推進委員

下水ができてその隣のところは、地主がきれいにしてくれないといけない。

○ 林会長

下水もないようなところにたくさん流しているところが、排水役ででるのも農家の人も嫌になってきている要因な気がする。地域によっては下水のないところもあり、夏になると臭いが出てくる。浄化槽がよくなったら良いとかいう話はあるが、市としてのどういう考えなのか。だんだん下水はやらなくなってきているようなことは聞いたのですが。

○ 池田主幹

下水は都市インフラなので、多くの住宅が密集しているところで一気に汚水を集めていかないと、費用対効果が上がらないってことがあるので、おおむねで言えば市街化を前提にして整備が行われている。油ヶ淵がある関係で、特別に高棚とかあの辺は下水整備をやってる事例もありますけれど、安城市でいうと、もうほぼほぼ下水の整備っていうのはもう終結に向かってるっていう状態

です。例えば農地があるような、いわゆる調整区域の中に下水が入っていくと、おそらく投資効果に全く見合わない使用料しか回収できないということで、基本的にはそこは合併浄化槽をベースに推進をしていただくという地域になると思うんです。合併浄化槽って何か私もあまり知識は十分ないですけど、機能としてはもう今十分にあるんだけど、それはしっかりとした管理が前提だということがあると思います。例えば浄化槽に空気を送るポンプが壊れてしまったらもう菌がみんな死んでいて、そのまま結局垂れ流してるだけになってしまうとか。下水はそのまま垂れ流してもどんどん回収してくれるのでいいんですけど、浄化槽はちょっと個人のお宅がしっかりと管理することが多分前提になってるってことだと思いますから、汲み取りをしっかりとやるだとか。その辺がまだもしかするとしっかりと管理がされてない家もまだまだあるのかなというふうには聞いてて思ったんですけども。

○ 林会長

今後、区画整理などをやっていくとき、下水の整備についても考えていかないといけない状況になっているような気がします。

○ 稲垣英男推進委員

転用の判子を押してもらう時に、必ず年2回の掃除の悪水掃除には、出てくださいってそれを認めてくれないと、判子を押さないよと。

○ 石川和明推進委員

5年、10年経つとそれが繋がらなくなってくる。

○ 林会長

1人対1人で話していると、これも議事録に残らないから、大人数対小員数ぐらいで話し合いの場を作るっていうのがまず一番大事のような気がします。

○ 杉浦和彦委員

町内会で規約を作ってそれにそぐわなかったらいけないというようなものを企業と話し合い、それを交わす。

○ 稲垣英男推進委員

農家は掃除をきちんとやっているから工場の方は市の方で何とかしてくれないと困る。市は許可し固定資産税等をいただくのだから。きちんとして欲しい。

○ 石川和明推進委員

最近開発に伴う対応について行政の中で明確な責任分担がないように思う。しっかりやって欲しい。

市が管理している河川の草刈を４月に発注するようですが、４月に草刈りをしている業者がいました。市役所職員に聞いたところ新しい業者だから知らなかったのだらうと。刈るのは一度か聞いたら毎回やらなければいけないと。税金の徴収する際に農業委員会と連携を密にして、しっかりやって欲しい。

○ 石川和明推進委員

悪水、農業のことだからで、相手が工場だらうが何だらうか。窓口は農務課でなければ困ります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後３時４０分、議長は閉会を宣する。